

鳥取県木造住宅生産事業者間連携支援事業補助金交付要綱（平成 26 年 3 月 25 日付第 201300200758 号鳥取県生活環境部長通知。）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第 1 条～第 2 条 略</p>	<p>第 1 条～第 2 条 略</p>
<p>（補助金の交付）</p>	<p>（補助金の交付）</p>
<p>第 3 条 県は、前条の目的の達成に資するため、次の各号全ての要件を満たす広報・普及啓発活動（以下「補助事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。</p>	<p>第 3 条 県は、前条の目的の達成に資するため、次の各号全ての要件を満たす広報・普及啓発活動（以下「補助事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。</p>
<p>（1）建設事業者、設計事業者又は木材供給事業者のいずれかに該当する者 2 者以上が連携して、<u>別表 1 に掲げるいずれかの</u>補助事業を実施すること（ただし、少なくとも 1 者以上は当該年度から起算して過去 3 年の間に、とっとり住まいる支援事業補助金（平成 26 年 3 月 25 日付第 201300192944 号鳥取県生活環境部長通知）による交付決定又は登録決定を受けた住宅の施工若しくは設計を実施した者でなければならない。また、各事業者の役員が 2 分の 1 以上重複してはならない。）。</p>	<p>（1）建設事業者、設計事業者又は木材供給事業者のいずれかに該当する者 2 者以上が連携して補助事業を実施すること（ただし、少なくとも 1 者以上は当該年度から起算して過去 3 年の間に、とっとり住まいる支援事業補助金（平成 26 年 3 月 25 日付第 201300192944 号鳥取県生活環境部長通知）による交付決定又は登録決定を受けた住宅の施工若しくは設計を実施した者でなければならない。また、各事業者の役員が 2 分の 1 以上重複してはならない。）。</p>
	<p><u>（2）補助事業の内容に、別表 1 に掲げるいずれかの取組が含まれていること。</u></p>
<p><u>（2）</u>補助事業の実施において、県民に対し別表 2 第 1 欄の（1）及び（2）から（5）までのうち選択した項目がある場合は当該項目に掲げる県の住宅施策について情報提供（住まいまちづくり課長が別に定める内容及び方法によるものとする）を行うこと。</p>	<p><u>（3）</u>補助事業の実施において、県民に対し別表 2 第 1 欄の（1）及び（2）から（5）までのうち選択した項目がある場合は当該項目に掲げる県の住宅施策について情報提供（住まいまちづくり課長が別に定める内容及び方法によるものとする）を行うこと。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>第 4 条～第 6 条 略</p>	<p>第 4 条～第 6 条 略</p>
<p>（実績報告の時期等）</p>	<p>（実績報告の時期等）</p>
<p>第 7 条 略</p>	<p>第 7 条 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税</p>	<p>3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税</p>

額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して様式第4号により報告しなければならない。

額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

第8条・第9条 略

第8条・第9条 略

別表1（第3条関係）

別表1（第3条関係）

補助事業（広報・普及啓発活動）

補助事業（広報・普及啓発活動）

(1) 住宅の見学会（リモート見学会を含む）、顧客向け講演会等

(1) 住宅の見学会（リモート見学会を含む）、顧客向け講演会等

(2) 完成住宅等の紹介、住宅施策の普及啓発に関する広報活動（動画の作成、配信及びホームページ等への掲載並びにテレビ・ラジオCM等）

(2) 完成住宅等の紹介、住宅施策の普及啓発に関する動画の作成、配信及びホームページ等への掲載

(3) テレビ・ラジオCM

(3) 住宅施策普及のための事業者研修会等

(4) 住宅施策普及のための事業者研修会等

※住宅の見学会を実施する場合又は完成住宅等の紹介動画、テレビCM等を作成する場合、当該住宅は第3条第1項第1号に掲げる補助金の交付決定又は登録決定を受けた住宅でなければならない。

※住宅の見学会を実施する場合又は完成住宅等の紹介動画、テレビCM等を作成する場合、当該住宅は第3条第1項第1号に掲げる補助金の交付決定又は登録決定を受けた住宅でなければならない。

別表2（第3条及び第7条関係） 略

別表2（第3条及び第7条関係） 略

様式第1号（第4条、第7条関係）

様式第1号（第4条、第7条関係）

令和 年度鳥取県木造住宅生産事業者間連携支援事業計画（報告）書

令和 年度鳥取県木造住宅生産事業者間連携支援事業計画（報告）書

1 事業の内容

1 事業の内容

	事業者名	利用実績	
		申請者氏名	交付決定日
(1) 連携事業者名	(役員名:)		年 月 日
	(役員名:)		年 月 日
※利用実績欄には、とっとり住まいる支援事業補助金の交付決定を受けた申請者の氏名及び交付決定日を記載すること。報告の際、見学会を行った申請者氏名と交付決定日をすべて記載すること。			
(2) 補助事業	※実施する補助事業の□欄にチェックを入れること。 <input type="checkbox"/> 住宅の見学会（リモート見学会を含む）、顧客向け講演会等 <input type="checkbox"/> 完成住宅等の紹介、住宅施策普及啓発に関する広報活動 <input type="checkbox"/> 住宅施策普及のための事業者研修会等		
(3) 住宅施策の選択項目及び情報提供の方法	※選択した項目及び情報提供の方法の□欄にチェックを入れること。 ・とっとり住まいる支援事業補助金及び県産材を活用した木造住宅に関すること [必須] <input type="checkbox"/> とっとり健康省エネ住宅に関すること <input type="checkbox"/> 伝統構法が活用された住宅に関すること <input type="checkbox"/> 長期優良住宅に関すること <input type="checkbox"/> 住宅の耐震化に関すること（耐震等級3以上） <情報提供の方法> <input type="checkbox"/> 見学会 <input type="checkbox"/> 動画作成 <input type="checkbox"/> 講演会 <input type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> チラシ <input type="checkbox"/> その他（ ）		
(4) 事業の開始（予定）年月日	令和 年 月 日		
(5) 事業の完了（予定）年月日	令和 年 月 日		
(6) 他の補助金の活用の有無	(有 ・ 無)		
※他の補助金の活用について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。 ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。			

	事業者名	利用実績	
		申請者氏名	交付決定日
(1) 連携事業者名	(役員名:)		年 月 日
	(役員名:)		年 月 日
※利用実績欄には、とっとり住まいる支援事業補助金の交付決定を受けた申請者の氏名及び交付決定日を記載すること。報告の際、見学会を行った申請者氏名と交付決定日をすべて記載すること。			
(2) 住宅施策の選択項目及び情報提供の方法	※選択した項目及び情報提供の方法の□欄にチェックを入れること。 ・とっとり住まいる支援事業補助金及び県産材を活用した木造住宅に関すること [必須] <input type="checkbox"/> とっとり健康省エネ住宅に関すること <input type="checkbox"/> 伝統構法が活用された住宅に関すること <input type="checkbox"/> 長期優良住宅に関すること <input type="checkbox"/> 住宅の耐震化に関すること（耐震等級3以上） <情報提供の方法> <input type="checkbox"/> 見学会 <input type="checkbox"/> 動画作成 <input type="checkbox"/> 講演会 <input type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> チラシ <input type="checkbox"/> その他（ ）		
(3) 事業の開始（予定）年月日	令和 年 月 日		
(4) 事業の完了（予定）年月日	令和 年 月 日		
(5) 他の補助金の活用の有無	(有 ・ 無)		
※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。 ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。			

2 算出内訳 (単位：円)

事業概要	実施時期	事業費		交付申請額	備考
		事業費	補助対象経費		
計					

- (注) 1 事業費欄は、実際に要する事業費を記載すること。
 2 変更申請する場合は、下欄に変更申請に係る額を、上欄に既交付決定に係る額を () 書きで記載すること。

3 消費税の取扱いについて、以下より該当のものを記載すること。

(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税課税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者)

様式第2号(第4条、第7条関係)(略)

様式第3号(第5条関係)(略)

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

鳥取県知事 様

申請者 住所
氏名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県木造住宅生産事業者間連携支援事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日 第 号により交付決定のあった鳥取県木造住宅生産事業者間連携支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

事業概要	実施時期	事業費		交付申請額	備考
		事業費	補助対象経費		
計					

- (注) 1 事業費欄は、実際に要する事業費を記載すること。
 2 変更申請する場合は、下欄に変更申請に係る額を、上欄に既交付決定に係る額を () 書きで記載すること。

様式第2号(第4条、第7条関係)(略)

様式第3号(第5条関係)(略)

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

鳥取県知事 様

申請者 住所
氏名

年度仕入控除税額確定報告書

鳥取県木造住宅生産事業者間連携支援事業補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額及び補助対象経費の額
 (1) 補助金の確定額 金 円

- 1 交付された補助金等の額の確定額 金 _____ 円
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 _____ 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 金 _____ 円
- 4 補助金返還額（2の額から3の額を差し引いた額） 金 _____ 円
- 5 添付資料
 (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
 (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
 (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）

- (2) 補助対象経費の額 金 _____ 円
- 2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額）
金 _____ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額 金 _____ 円
- 4 補助金返還相当額（3 - 2 > 0の場合）

$$(3 - 2) \times \frac{1 \text{の}(1)}{1 \text{の}(2)}$$
 金 _____ 円

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第4号 別紙（第7条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳
 (1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区 分	課 税 仕 入 れ				非課税仕入 れ	合計
		課税売上 対応分	非課税売 上対応分	共通対応 分		
経 費 の 内 訳						

- (2) 課税売上割合 _____ %
- (3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度事業から適用する。